

○伊豆市移動支援事業実施要綱

平成19年3月22日告示第37号

改正

平成21年3月25日告示第28号
平成25年3月25日告示第27号
平成25年8月28日告示第102号
平成28年3月31日告示第56号
平成28年3月31日告示第58号

伊豆市移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の規定に基づく移動支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「移動支援事業」（以下「事業」という。）とは、外出時における個別的支援が必要な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対して個別による支援を行うことをいう。

(事業の対象)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する次に掲げる障害者等であって、外出時に移動の支援が必要と福祉事務所長（以下「所長」という。）が認めたものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げるもの

ア 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者

イ 全身性障害者（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者であって、両上下肢若しくは両下肢の機能障害を有するもの又はこれに準ずる者をいう。）

ウ ア及びイに掲げる者のほか、単独での外出が特に困難であると所長が認めた者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は法第58条の規定による精神通院医療費公費負担の支給を受けている者

2 事業の対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）とする。

(事業の実施方法等)

第4条 事業は、市長が事業を適切に実施できると認めた者に委託して実施するものとする。

2 事業は、市長が定める1月当たりの利用時間の範囲内で行うものとする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の障害者等を現に保護するものをいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、伊豆市移動支援事業利用申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 所長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用の決定をしたときは伊豆市移動支援事業利用決定通知書（様式第2号）により、当該申請を却下したときは伊豆市

移動支援事業却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の利用の決定を受けた障害者等（以下「利用者」という。）又はその保護者は、事業の利用について第4条第1項の規定により委託された事業者（以下「委託事業者」という。）と契約を締結し、事業を受けるものとする。

（変更の届出）

- 第7条** 利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、伊豆市移動支援事業利用変更届（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

（利用決定の取消し）

- 第8条** 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第3条第1項に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 利用の申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所長が利用を不相当と認めたとき。

- 2 所長は、前項の規定による取消しをしたときは、伊豆市移動支援事業利用取消通知書（様式第5号）により利用者等に通知するものとする。

（費用の負担）

- 第9条** 利用者等は、第6条第1項の利用の決定に基づき委託事業者から事業を受けたときは、事業に要する費用の一部を当該委託事業者に直接支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者等が委託事業者に支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、事業に要する費用として別表に定める基準額により算定した額の100分の10に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 3 利用者が同一の月に受けた事業に係る自己負担額の合計額が、当該利用者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条に定める負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における自己負担額の合計額は、当該負担上限月額に相当する額とする。

（費用負担の特例）

- 第10条** 災害その他の特別の事情があることにより、利用者等が自己負担額を支払うことが困難であると所長が認めるときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該利用者等が支払う額は、当該自己負担額の範囲内において所長が定める額とする。

（委託事業者への支払）

- 第11条** 事業に要する費用の支払は、基準額により算定した額から前2条の規定により算定し、又は決定した額を控除した額を委託事業者の請求により、これを行うものとする。

（委託事業者の責務）

- 第12条** 委託事業者及び委託事業者であった者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

- 第13条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、所長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年3月25日告示第28号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第27号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月28日告示第102号）

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第56号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第58号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

移動支援事業基準額表

1回当たりの利用時間	基準額	
	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分未満	2,540円	1,050円
30分以上1時間未満	4,020円	1,970円
1時間以上1時間30分未満	5,840円	2,760円
1時間30分以上2時間未満	6,670円	以下30分ごとに700円を加算した額
2時間以上2時間30分未満	7,500円	
2時間30分以上3時間未満	8,330円	
3時間以上	以下30分ごとに830円を加算した額	
乗降介助		1,000円

備考

- 1 午後6時から翌日午前8時までの間の利用については、この表に定める基準額に100分の125を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 この表において「乗降介助」とは、車両への乗車又は降車の介助、乗車前又は降車後の屋内外における移動の介助その他市長が必要と認める介助をいう。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）